

伊勢崎市監査委員告示第 2 号

公 表 書

令和4年度財政援助団体等監査を執行したので、地方自治法第199条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

令和 5年 1月20日

伊勢崎市監査委員 光 山 喜一郎
同 高 田 嘉 郎
同 吉 山 勇

記

- 1 財政援助団体等監査結果報告書
公の施設の指定管理者
公益財団法人 伊勢崎市公共施設管理公社

令和4年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の基準

監査委員は、伊勢崎市監査基準（令和2年3月12日監査委員訓令甲第1号）に準拠し実施した。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

3 監査の日程及び対象

令和4年12月16日（金）

○公の施設の指定管理者

公益財団法人 伊勢崎市公共施設管理公社

（対象施設）

伊勢崎市境総合文化センター（産業経済部文化観光課）

令和3年度及び令和4年度における公の施設の管理に係る出納、その他の事務の執行

4 監査の着眼点

所管部局に関しては、管理に関する協定等の締結は適正に行われているか、協定書等には必要事項が適正に記載されているか、管理経費の算定や支出手続等は適正になされているか、事業報告書の点検は適切になされているか。

指定管理者に関しては、事業の執行は協定書等の目的及び仕様書のとおり実施されているか、経費節減は図られているか、利用促進のための努力はなされているか、公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。

5 監査の実施内容

(1) 予備監査

本監査に先立ち監査委員事務局職員により、下記事項を重点に関係書類を試査又は精査をして予備監査を実施した。

ア 決算関係書類の整備状況について

イ 予算の執行状況について

ウ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について

エ 金銭の出納、預金通帳の管理について

(2) 本監査

当該監査は、伊勢崎市境総合文化センター会議室において、監査委員3名と事務局職員が、提出資料と予備監査結果に基づき、事務責任者、所管部局職員と質疑応答方式で実施した。

6 監査の結果

伊勢崎市境総合文化センターは、市民の文化活動や生涯学習推進のための施設であり、平成18年度から公の施設の指定管理者制度を導入し、公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社が管理運営を行ってきた。令和4年度も引き続き公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社が管理運営の指定を受けており、基本方針に従い地域に根ざした管理運営を行っている。

運営については施設の設置目的に沿って行われており、基本協定に基づく業務の履行についても概ね適正に実施されていた。

事務執行については、委託関係において契約書の契約日が未記入のものがあった。チェック体制の充実と適切な処理を行うよう望むものである。

今後も引き続き関係部局と連携を図り、各種事業を実施しながら利用者の立場に立った、適正な管理運営を期待するものである。